

＜障害者等日中一時支援＞の申請・利用形態に関するQ&A

R2.3.18現在

番号	質問事項		回答	備考
	大項目	小項目(自由項目欄)		
1	共通(単独型/併設型/医療型)	利用者の状況や年齢によって、利用できるサービスに制限がかかるのか。 ※【障害福祉サービス】である「重度訪問介護」・「同行援護」・「行動援護」、「介護保険制度」との関係性	以下の場合については、「日中一時支援事業」と他のサービスとの間で利用に関する制限(優先順位)が存在します。 ・「日中一時支援事業」と「介護保険制度」 →「介護保険制度」で本事業と同様の支援(デイサービス)が見込める支援があることから、原則「介護保険制度」の利用が優先となります。ただし、利用形態によって一部例外があるので、詳細についてはお問い合わせください。	
2	共通(単独型/併設型/医療型)	特例として23日以上の支給が認められることはあるか。	支給量を超えての費用の支給は行っていません。	
3	共通(単独型/併設型/医療型)	1日で2つの事業所の利用は可能か。	認められません。 二つ目の事業所の利用料金については、利用者の実費負担となります。	
4	共通(単独型/併設型/医療型)	ひと月の支給量が23日となっているが、利用する事業所はいくつ使っても良いのか。	ひと月の合計の支給量が23日を超えなければ、複数の事業所を利用していただいて構いません。 なお、ひと月の利用が23日を超えた場合、超過した分の利用については利用者の実費負担となります。	
5	共通(単独型/併設型/医療型)	最低何分は利用しなければならないという、規則上の制限はあるか。	30分未満の利用とならないように注意してください。 なお、利用者が体調不良等の理由で帰宅してしまった場合等については、この限りではありません。	
6	共通(単独型/併設型/医療型)	トイレ休憩のみの利用を認めるか。	日中活動も含め、30分以上の支援が行われたのであれば、算定は可能です。 事業所において日中における活動の場を確保し、かつ支援を行うという事業の趣旨をご理解ください。	
7	共通(単独型/併設型/医療型)	宿泊することは可能か。	認められません。 宿泊を伴う制度の利用をお考えの方は、「短期入所」もしくは「心身障害者一時介護料の助成制度」をご確認ください。	
8	共通(単独型/併設型/医療型)	日中一時支援での散歩支援は、どの程度まで認められるか。	日中一時支援を長時間利用されている方について、施設(事業所)の外に出て、その周りを散歩する程度の支援であれば、支援の範疇として認めます。 しかしながら、レジャー施設等に出かけてしまうような明らかに散歩としては捉えられないものについては、認められません。 なお、支援提供については、利用者(保護者等)への説明を行い、同意を得たうえで支援を行うようにしてください。	
9	共通(単独型/併設型/医療型)	日中一時の送迎先、送迎元として保育園や幼稚園は認められるか。	原則として、保護者の送迎が求められているため、本事業での支援は認められません。	
10	共通(単独型/併設型/医療型)	送迎加算で事業所から学校、もしくは放課後等デイサービス事業所に送迎することは可能か。	基本的には自宅と日中一時支援事業所の行き来を想定した支援となるのが前提となります。 ただし、ケース(理由)によっては認めることもあります。原則1日3回以上の利用は認めておりません。 やむを得ず1日3回以上の利用が必要な場合はまず、障害福祉課にご相談ください。	
11	共通(単独型/併設型/医療型)	日中一時支援を朝と夕方2回利用した場合、それぞれ2回ずつ送迎加算の算定ができるのか。 また、事業所からの送迎に関しては、1日に何度も行ってよいのか。	送迎については、自宅が関与する行き来を原則の利用形態としていますので、原則1日2回の利用を限度として認めています。	
12	共通(単独型/併設型/医療型)	例えば30分未満の支援を行なった場合、送迎加算の算定もできないのか。	認められません。	
13	共通(単独型/併設型/医療型)	月額で負担する金額は、負担上限月額のみと捉えてよいのか。	事業所での昼食代・おやつ代・おむつ代等については、実際に利用する事業所との契約の中で取り決めを行っていただきますので、負担上限月額に加えて実費負担が発生する可能性があります。詳しくは、利用する事業所にお問い合わせください。	